

浄化槽設置費補助制度のご案内

下水道整備計画区域外では、し尿は汲み取り式で処理される一方、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）は浸透枳等の処理により、上水や浸透水が河川に流れこむなど、河川汚濁や環境汚染、悪臭の原因となっている場合があります。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を下水道と同じように衛生的に処理することができ、生活環境の改善や河川等の汚濁を防止することができます。

当別町では、合併処理浄化槽の設置を希望する方で一定の条件を満たす方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付しています。



補助の対象

- 当別町内の下水道整備計画区域外の地域に設置する浄化槽
- 浄化槽の大きさ（人槽）が10人以下のもの
- 居住を目的とした住宅に設置する浄化槽（小規模店舗等を併設した住宅は、住宅部分に換算される人槽）
- 住宅（土地含む）の所有者から設置の承諾が得られたもの
- 浄化槽法又は建築基準法に基づく確認を受けて設置する浄化槽
- 全国浄化槽推進市町村協議会が実施する浄化槽登録制度による登録された浄化槽
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する浄化槽機能保証制度による保証登録を行った浄化槽

補助の対象にならないもの

- 販売又は賃貸を目的とした住宅に設置する浄化槽
- この補助金の申請をせずに、既に工事を実施（事前着手）した浄化槽
- 町税等を滞納している者
- この補助金交付の目的が達せられないと認められた者

お問い合わせ・申請窓口

〒061-0292 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

当別町住民環境部環境生活課環境対策係

電話 0133-23-2503 Fax 0133-23-3206



補助金額について

- 補助金の交付を受けられる浄化槽は、5人槽、7人槽、10人槽の3種類です。
- 補助金額は、浄化槽本体の費用及び設置に要する工事費（排水設備に係る費用を除く。）の40パーセント以内とし、限度額は次のとおりです。

人 槽	5人槽	7人槽	10人槽
補 助 金 額	414,000 円	474,000 円	660,000 円

- ・ 5人槽～ 住宅が130㎡（39.3坪）以下の方
- ・ 7人槽～ 住宅が130㎡（39.3坪）を超える方
- ・ 10人槽～ 浴槽及び台所がそれぞれ2箇所以上設置している方（2世帯住宅など）

手続きの概要（流れ）

手 続 き	注 意 点
(1)浄化槽設置の届け	新築・増築の場合は、建築確認申請を町建設課建築係、指定確認検査機関へ 建築確認不要の場合は、浄化槽設置届を町建設課建築係へ（建築係 TEL：0133-23-3147）
(2)補助金の交付申請書提出	建築確認済証の受領、又は浄化槽設置届受付後10日経過してから申請できます。
(3)事前現場確認	町の職員が浄化槽工事着工前に現地確認に伺います。
(4)補助金の交付決定通知書	申請後、約1カ月以内で補助金交付決定通知書を交付します。
(5)浄化槽設置工事に着手	交付決定通知日以降に工事を着手することができます。浄化槽設備士の監督の下、基準に則った施工とその記録が必要です。
(6)実績報告及び補助金交付請求	適正であれば、補助金交付額確定通知書を交付。
(7)補助金の振込み	銀行等口座に補助金を振り込みます。

※申請前の工事着手など、手順や手続きに不備があると、補助金の交付が受けられませんので、ご注意願います。

◇設置後はメンテナンスを行うことが法律で義務付けられています◇

- (1) 専門の業者に保守点検を委託（4カ月に1回以上）
- (2) 専門の業者に清掃を委託（年1回以上）
- (3) 公的機関による法定検査を受検（設置後3カ月1回、以降年1回）